

藩政文書にみる加賀道路考

門田信一¹・竹谷栄一²・山崎廣志²・安達實³・松田洋一郎⁴・鳥居和之⁵

¹ (株) アステック (〒924-0071 白山市徳光町 2400-6 E-mail s.monda@kk.astec.jp)

² 中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株) (〒920-0395 金沢市神野町東 220)

³ 正会員 (株) アステック (1に同じ) ⁴ 石川県道路建設課 (〒920-8580 金沢市鞍月 1-1)

⁵ 正会員 金沢大学教授 理工学域環境デザイン学類 (〒920-1192 金沢市角間町)

江戸時代になると、社会が安定し、道路や橋梁の建設が進み、その管理も整うようになってきた。ここでは加賀藩における道路の建設と維持管理について述べる。

Key words : 江戸時代、加賀藩の道路、建設と維持管理

1. 藩政期加賀藩の道路概要

藩政期加賀藩の重要街道であった北国街道は、近江国(滋賀県)から越前国(福井県)を経て、加賀国(石川県)にはいり、越中国(富山県)に到るもので、金沢より南の越前に向うのを上街道と、北の越中に向うのを下街道と称していた。

北国街道の加賀国内での道程は、越前国境一大聖寺—小松—松任—金沢—津幡—越中国境であり、越前国境より越中国境までの距離は18里35町52間であった²⁾。

加賀藩内の主要道路は、北国街道とこれに接続する能登街道、城下町金沢と湊町を結ぶ宮越街道などを軸にしていた^{1)~12)}。

2. 藩政期の道路に関する文書

加賀藩政期に関する文献としては、『加賀藩史料』

と『金沢市史』がある。『加賀藩史料』は、全18巻で初代藩主・前田利家の誕生から廃藩置県まで330余年間の記録で、加賀藩研究の基本史料である。

『金沢市史』にも多くの史料が収められており、なかでも「資料編近世」には、金沢市立玉川図書館所蔵の文献を中心に、藩政期における城下町金沢のみならず周辺の村方地域にかかわる史料が数多く収録されている。

これらの史料の中から、藩政期の道路の建設と維持管理に関するもの約30件ばかり取り出した。両文献の出典は、『改作所旧記』によるものが多く、ここでは(旧記)と略し、これ以外はその文献名を()内に記した。

なお『改作所旧記』は、郡奉行などを勤めた加賀藩士高沢忠順が編集したもので、藩政期の産業史研究には不可欠なもので、1658(万治元)年から1722(享保7)年までの文書がある。文書によって「街道」、「往還」、「道筋」などの書き方があるが、ここでは特別の場合を除き「街道」に統一した。

以下藩政期の道路に関する建設と維持管理の文書を年代順に紹介する。

1601（慶長6）年

「加賀藩の街道に松並木を」（廳事通載）

1611（慶長16）年

「金沢屋敷割の定書」（万治以前御定書）

屋敷替地で移動の際、道を塞いだり、新しく道を勝手に作ってはいけないなど。

1616（元和2）年

「宮腰街道作りの覚書」（三壺記）

宮腰道づくりでは、夜かがり火を焚いて道路の線形（直線化）を決めたなど。

1659（万治2）年

「金沢町中法度書」（同書）

町中道橋並びに水道廻常々無油断作り可申事とあり、道を良い状態に保てとある。

1661（寛文元）年

「橋詰柴馬辻立禁止」（旧記）

橋詰に、柴着の馬を繋ぐと往來の通行に支障があり、取り締まる。

1661（寛文元）年

「藩の諸士邸前の道路修理」（御定書）

1662（寛文2）年

「街道筋の家壁等修理」（旧記）

街道筋の家屋の傷み、壁おち見苦しい家が多い。修理を命じ、修理しなければ入牢させるとある。

1662（寛文2）年

「御城石垣御普請、戸室石引道拡幅普請」（旧記）

金沢城普請の戸室石輸送路は狭いため拡幅普請をする。

1664（寛文4）年

「街道筋植松下枝、伐申触」（旧記）

道路の並松の下枝が通行人や田へ支障なきように。倒れた並松の植えかえについては、1666（寛文6）年にも文書が出た。

1665（寛文5）年

「街道掃除仕御請之事」（旧記）

街道の1里2人宛ての掃除人を置く。加賀藩内63里で126人。掃除方法、区間場所、御給銀など記されている。道路掃除人は8月より召抱えられ、業務の徹底が図られた。

1666（寛文6）年

「道掃除人之覚」（旧記）

近年道損する箇所ので往來滞るので、道掃除を。

1672（寛文12）年にも同様の覚がでた。

1667（寛文7）年

「領内の里程を測量」（廳事通載）

金沢から上下街道の里程を測量し、改めた。

1673（延宝元）年

「道作御奉行覚書」（旧記）

街道筋の百姓が耕作のため道を狭めることのないよう、充分監督すること。馬を牽いて交差できないところも出てきたことによる。

1674（延宝2）年

「加賀郡街道支配 十村中へ」（旧記）

街道の道奉行を廃止し、自今各郡十村（加賀藩の農村支配の職名、大庄屋にあたる）をして修理させる。

1674（延宝2）年

「街道筋の馬対策」（旧記）

道路路肩の芝や小松を、馬が食い申さずように口引きを。その後1817（文化14）年、1832（天保3）年に、馬の繋ぎ方の達しがあり、通行人に支障なきよう諭されている。

1674（延宝2）年

「街道筋並松の修理」（旧記）

領内の道の損する場所の詳細が示され、修理を行う。杭を打って道幅を定める。同時に材料（石や砂など）の採取場とその量も示された。

1675（延宝3）年

「街道作り申儀」（旧記）

水たまりをなくし、倒れた並木の修理など。

1678（延宝6）年

「今度就御帰国、街道損申所の修理」（旧記）

藩主の帰国に先駆けて道路修理を。道番人にもその旨徹底させる。

1681（延宝9）年

「廻国上使御越之儀」（旧記）

今回は金沢から港宮腰を視察するので、宮腰街道の悪敷処修理するようにと藩よりの達し。

「廻国上使」は巡見上使と同じで諸国の政治経済を視察する幕府の役人。

1693（元禄6）年

「街道筋に病人等有之砌者、介抱仕候様」（旧記）

これまでに幾度も旅人の病氣介抱を申しつけているが、その趣旨徹底していない。再び達しがでた。前回は1667（寛文7）年、「旅人にいたわりを」と達しが出た。

1697（元禄10）年

「街道の並松などの修理」（旧記）

1698（元禄11）年

「街道の松などに関する覚」（旧記）

道路は田畑に侵されないように、また一里塚設置の現状についてのお尋ねがあった。

1705（宝永2）年

「飛驒守様江戸へ御参勤に付、街道筋所々に而、奉公人勤方覚」（旧記）

街道の掃除をはじめ、舟渡における川水出之様子相考増舟のことなど。道路管理以外の御泊、御昼休所などにおいても、不作法無いようにと。

1815（文化12）年

「街道筋に苗松を」（加州郡方旧記）

泉村（現金沢市）から五歩市村（白山市）まで2650本の苗松を給するので植栽を。

1817（文化14）年

「街道筋での馬の繋置」（異本三守御譜）

街道筋での馬の繋ぎ置き方で通行人に支障なきよ

うにせよ。同様の達しが1832（天保3）年にもだされ、通行人の支障とならないように、道幅2間以下のところでは馬を繋ぐなど。

1823（文政6）年

「屋敷周囲の道の修理」（触留）

1824（文政7）年

「領内道路の修理について告ぐ」（御触留抜書）

人馬通行に難儀舛相聞え候、道番人は油断している。嚴重に相心得候様に。御郡奉行より、街道筋の村々役人へ出された。

1828（文政11）年

「街道筋の家作厳禁」（郡方御触）

街道筋の家作が禁じられ、新しく家を建てれば取り壊せと藩命が出た。

1830（文政13）年

「町中往来道高低なきよう修理申付」（御触留）

火事などの災害時、通行に支障なきように、道路を良い状態に保つように。1855（安政2）年にも同様の申付がある。

1832（天保3）年

「町方道路の掃除申付」（御触留）

1847（弘化4）年

「道路破損の修理を士庶に告ぐ」（触留）

当夏以来多雨、金沢の道路破損甚だしいため、その修理を士庶（武士と百姓・町民）に告げた。町並申合せ同じ程度にできるよう、相心得て修理するようにと。

以上 1)、4)～6)、8)、13)～14)

3.道路の建設と維持管理のまとめ

前章に記した文書などから、道路に関することをまとめる。

(1) 道路管理の制度、道奉行・道番人・掃除人

藩政初期には毎年のように行われた道路の改修と、参勤交代や廻国上使等の通行に際して行った清掃や修理などで主要街道は維持された。

1673（延宝元）年には、臨時的に道奉行が任命され、かなり徹底した道の点検と、対応普請が実施された。道路点検で指摘された諸点とその対策は次のようであった。

- i. 道の左右の新田用水取入れで道路が川になる。
溝は埋樋にする。
- ii. 田畑の排水が道をうめ、破損する。水はけに留意させる。
- iii. 百姓が道を削って田地とする。松が田の中にあるような所がないように。など。

その後 1674（延宝 2）年に道奉行はなくなり、従来通りの十村に道路管理が委ねられる。

1665（寛文 5）年 道掃除人を 1 里に 2 人ずつ、配することになった。

(2) 並松と道路と水田

江戸幕府が道路に関して実施したことは、道路の土工や路面よりも、並木の問題を重視したことであって、並木の植栽及び保護に関する命令などが出されている。加賀藩においても同じく並木（並松）に関するものが多く、道路を利用するのは旅人の歩行が主であったことを考えると当然なことと思われる。そのことから並松の補修などについて、数多くの命令や達しが出ている。

また藩は景観と快適な通行のために。1601（慶長 6）年以来、街道の両側に松並木（並松）を植え、村方に対してその保全を繰り返し申し渡している。図－1～4 は、当時の松並木の様子である。

(3) 馬の管理

1668（寛文 8）年、藩から郡奉行に出された触れ書によると、街道での村人や馬方の乗馬は通行人へ

の事故防止のため厳禁され、乗馬禁止に背く馬方を逮捕せよと申しつけた。

1674（延宝 2）年、馬が往来人への迷惑と、松並木根元を食い荒らさないため、馬に轡（くつわ）をつけるようになった。そのほか橋詰に柴をつけた馬を繋がないこと、さらに町中では軒下に引き込むことなどが申し渡された。

(4) 街道の家屋

管理は沿道村々の家屋にも及んだ。1662（寛文 2）年越中境から加賀金沢までの街道沿いの家壁が破損したままに対して、修理を命じ、修理しなければ「其身可致籠舎（籠舎＝牢屋へ入れる）」と告げた。

1667（寛文 7）年街道筋の家屋新築は禁止となる。同様の達しは 1828（文政 11）年にも出た。

(5) その他

1659（万治）年に出された「町方二日読」には、防火のための天水桶・梯子の用意から、道橋・堀など良好な状態で保つことが書かれており、道の管理の徹底が求められていた。「二日読」とは毎月二日に、町中定めなどを組合頭より町民に聞かせるものである^{2)、4)～9)、15)}。

図－5、6 は、1616（元和 2）年に建設された宮腰街道の図である。



図-1 宮腰街道（金沢市）の様子
「宮腰風俗図屏風」の一部拡大¹⁴⁾



図-4 宮腰街道
直線で両脇に松が植えられていた¹⁷⁾。



図-2 吉光（能美市）の一里塚
県内に唯一残る藩政期の塚（県指定史跡）¹⁶⁾

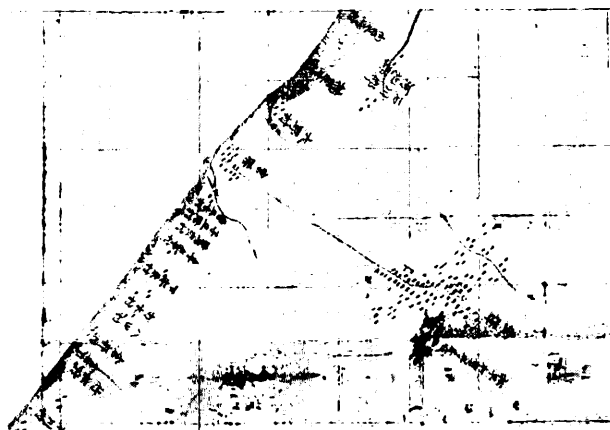


図-5 伊能図に見る宮腰街道
当時としては稀有な直線道路である。
『東京国立博物館所蔵 伊能図』、武揚堂、2002



図-3 松並木が残る旧金沢下口街道
参勤交代の列を見守っていた松並木が今も残る¹⁶⁾。
（県指定史跡）



図-6 5万分の1地形図に見る宮腰街道
明治42年測図 大日本帝国陸地測量部発行

4. おわりに

本研究は、藩政期における加賀藩の道路の建設と維持管理について調べたものである。当時の街道は、領国支配と参勤交代などのため、清掃や補修が行われ、厳しく管理されていた。また沿道の景観が重要視されていた。

これら先人たちの行った道路の建設と維持管理と対応から、現代でも参考になる事柄については、次の世代に引き継いでいきたい。

まとめるにあたり、金沢市文化財保護課および金沢市玉川図書館の方々からご指導をいただきました。厚くお礼申し上げます。

- 1 1) 石川県立歴史博物館：城下町金沢の人々、p. 63、79、1999.
- 1 2) 日本道路協会：日本道路史、pp. 920～924、1977.
- 1 3) 金沢市：金沢市史 資料編 6 近世四町政と城下、pp. 697～750、2000.
- 1 4) 金沢市：金沢市史 資料編 10 近世八生産と生活、pp. 128～269、2003.
- 1 5) 平凡社：石川県の地名、pp. 41～47、1991.
- 1 6) 北国新聞社：ふるさときらめき館、pp. 41～47p. 128、p. 603、2011.
- 1 7) 土木学会中部支部編：国造りの歴史、名古屋大学出版会、p. 157、1988.

(2013. 4. 5 受付)

5. 参考文献

- 1) 前田育徳会：加賀藩史料第一編～第十五編、藩末篇上・下、1929～1958.
- 2) 石川県：石川県史 第参編、pp. 1029～1051、1974.
- 3) 石川県：石川県史 第四編、pp. 1000～1004、1931.
- 4) 石川県教育委員会：北国街道、pp. 24～31、1994.
- 5) 石川県教育委員会：能登街道Ⅰ、pp. 13～14、1995.
- 6) 石川県教育委員会：能登街道Ⅱ、pp. 3～4、1997.
- 7) 金沢市：稿本金沢市史 市街編第一、pp. 134～149、1916.
- 8) 金沢市：金沢市史 通史編 2 近世、pp. 795～800、2005.
- 9) 金沢市：金沢市史 資料編 17 建築・建設、pp. 375、1998.
- 10) 建設省金沢工事事務所：道路事業のあゆみ、pp. 7～10、1991.